資料1

西脇市地域公共交通計画の策定について

1　概要

西脇市は、令和５年度に西脇市地域公共交通計画（以下「計画」という。）を策定します。計画期間は、令和６年４月～令和11年３月の５年間を予定しています。

2　背景

・　西脇市では、平成29年から30年にかけて「西脇市地域公共交通網形成計画」を策定し、社会情勢の変遷や市庁舎の移転等、西脇市を取り巻く環境に対応するため、公共交通の再編を行いました。再編を終えて一定の年月が経過し、公共交通の現状を評価し、今後の展望を示す必要性が生じています。

・　令和２年11月27日に、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するため「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され、地域公共交通のマスタープランとも言える計画の策定が努力義務化されました。また、国からの財政補助を受けるためには、補助路線を計画に位置付ける必要があります。

3　計画策定の方向性

現行の「西脇市地域公共交通網形成計画」の内容を踏まえつつ、再編後の公共交通の評価を行います。また、西脇市を取り巻く環境の変化を反映するとともに、各種まちづくりに関する計画とも連携し、現計画に代わる西脇市の公共交通に関する新たなマスタープランとして策定します。

4　策定方法

⑴　西脇市との計画策定事業委託契約の締結

西脇市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の所掌事務に、「交通計画の作成及び変更の協議に関すること」とあることから、交通会議において計画策定を行います。そのため、西脇市から計画策定事業委託契約を受託します。

⑵　コンサル業者の選定

計画策定に当たっては、専門的な知識・経験等を要することから、交通会議においてコンサル業者を選定し、業務を実施します。

⑶　検討体制

交通会議において適宜協議を行います。なお、西脇市地域公共交通会議規約第11条による分科会は設置しません。

ア　主な協議事項

・西脇市公共交通網形成計画の評価について
・公共交通利用者アンケートについて
・公共交通網整備方針・計画目標・事業・計画（案）について

５　スケジュール（予定）

令和５年				令和６年	
冬	春	夏	秋	冬	春
◆前年度事前説明					
	◆コンサル業者との契約				
	◆交通会議意見聴収				
	◆現状と課題のとりまとめ				
		◆アンケート実施・結果集計			
		◆目標・施策・事業の検討			
			◆計画（案）のとりまとめ		
				◆パブリック・コメント	
					◆計画策定

※今後の調整により、変更する場合があります。
※計画策定に係る予定のみを記載しています。

資料2

西脇市地域公共交通計画策定業務委託仕様書

1　業務名

西脇市地域公共交通計画策定業務

2　業務の目的

西脇市では、平成30年度に策定した西脇市地域公共交通網形成計画（以下、「網形成計画」という。）に基づき、令和３年５月に公共交通の再編を実施した。

本業務は、再編後の公共交通の現状を評価するとともに、変容する社会情勢や公共交通を取り巻く現状を把握し、地域住民ニーズを分析することで公共交通の課題を整理し、今後の公共交通ネットワークの整備・改善方針を検討することを目的とする。

なお、策定にあたっては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律で規定されている地域公共交通計画における記載事項に対応するよう留意すること。

また、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」（以下、「国庫補助要綱」という。）における、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の交付を受けている路線について、国庫補助要綱に規定されている交通計画への記載が必要な事項に留意すること。

3　業務内容

⑴　公共交通を取り巻く現状の把握

ア　既存資料等から当市の人口や高齢化率の推移、地域特性を把握するほか、医療機関、商業施設等、移動の主な目的地となる主要施設の配置状況を整理する。

イ　既存の公共交通の現状を把握するとともに、公共交通空白地の状況も整理する。

ウ　運行事業者提供資料、既存の統計データ等により鉄道・路線バス・コミュニティバス等の利用者数の経年変化、移動動向などの情報を整理する。

エ　立地適正化計画等関連計画の内容を把握し要点を整理する。

オ　市内で運行する路線バスを対象に、バス事業者が保有するバス利用状況等のデータを踏まえ、市内バス路線の系統評価を実施する。

カ　令和３年近畿パーソントリップ調査等の既存データ及び西脇市所管の統計データを収集・整理する。

⑵　鉄道・コミバス・乗合タクシー利用者アンケートの企画・実施補助

市が行う以下の公共交通利用者アンケートについて、アンケート内容や実施方法についての助言を行う。なお、アンケート調査及び結果の集計は市が行う。

ア　ＪＲ加古川線（西脇市域）利用者アンケート

イ　バス利用者アンケート

ウ　乗合タクシー利用者アンケート（令和４年２月実施済）

⑶　網形成計画の評価

網形成計画で示されている施策・事業の進捗状況や効果、未着手事業の未着手理由、網形成計画の数値目標に対する現在の達成評価について、市が提供するデータを踏まえ、網形成計画を評価する。

⑷　公共交通をとりまく現状と課題の整理

⑴～⑶の検討結果を受け、近年の社会情勢の変化を踏まえながら、本市における公共交通特性や交通課題を分析し、現状と課題を整理する。

⑸　目指すべき公共交通ネットワークの検討

西脇市総合計画や西脇市都市計画マスタープランで示されている将来都市像を踏まえ、公共交通に関連する計画を整理する。

また、他の関連計画との整合やまちづくりの観点も含めて、次期計画の方向性となる基本理念及び基本方針を、網形成計画を基に再検討する。

さらに、網形成計画策定以降の地域公共交通の事業進捗や市庁舎移転に伴う市内の人の動きの変化等を踏まえ、西脇市が目指す公共交通ネットワークの再検討を行う。

⑹　目標達成に向けた施策・事業の検討

網形成計画の施策・事業の進捗状況や効果検証結果を踏まえ、次期計画の基本理念・基本方針に対応した施策や事業を再検討する。また、目標達成に向けた各種公共交通事業について、実施主体、実施時期、事業内容を検討する。

⑺　地域公共交通計画（案）の取りまとめ

公共交通を取り巻く社会情勢の変化や現状と課題、利用者アンケート結果、目指すべき公共交通ネットワーク像、計画目標及び施策・事業の検討内容及び西脇市地域公共交通会議（以下、「交通会議」という。）での審議内容を受けて、地域公共交通計画（案）を取りまとめる。

４　納入成果物

ア　西脇市地域公共交通計画（案）　10部

イ　西脇市地域公共交通計画（案）概要版　10部

ウ　作業上作成した資料　１部

エ　上記ア、イ、ウの資料を電子化（ワード、エクセル、パワーポイント及びＰＤＦ）したもの（CD-ROM又は DVD）一式

５　その他

⑴　受託者は、業務着手前に本業務に係る作業方針を提示し、交通会議の承諾を得ること。
⑵　受託者は、本業務に関する文献等資料、先進事例等の情報を収集し、十分な調査をすること。
⑶　業務の実施にあたっては関係機関との連絡を密に行い、調整を図ること。また、交通会議に参加し、意見等のとりまとめならびに必要な資料の提供を行うこと。交通会議の開催回数は、３回程度を予定している。
⑷　地域公共交通計画検討プロセスの各段階での打合せ等における資料作成等の支援を行うこと。
⑸　受託者は、業務の遂行に際し技術論文等の文献その他の資料を引用した場合には、その出典を報告書に明記すること。
⑹　受託者は、本業務で調査収集した文献等資料を交通会議に提出すること。
⑺　業務に必要な資料の収集に要する証明書・申請書等の交付は、受託者の申請による。
⑻　受託者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてならない。業務完了後もまた同様とする。
⑼　本業務に係る委託料の支払いの際に生じる振込手数料は、受託者の負担とする。その他本業務の執行等に伴う費用は、本仕様書等に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。
⑽　本業務で得られた成果物の著作権、利用権は、ホームページへの掲載を含め交通会議に帰属する。
⑾　本仕様書に明記されていない事項又は業務遂行に関して疑義が生じた場合は、交通会議事務局担当者と協議の上、その指示に従うこと。

資料3

西脇市地域公共交通計画策定事業委託契約について

１　委託先

姫路市小姓町16番地
株式会社　丸尾計画事務所

２　選定理由

以下の理由により、その性質又は目的が競争入札に適しないとき（地方自治法施行令第　167条の２第１項第２号）に該当するため、随意契約の締結を行うものである。

・　株式会社丸尾計画事務所は、交通量推計・分析、交通調査、道路計画、公共交通計画の策定等、様々な業務を受託しており、交通分野における実績が豊富な会社である。
・　本市の現行計画である「西脇市地域公共交通網形成計画（平成29年度～平成30年度策定）」は、公募型プロポーザルを実施した結果、同社が受託しており、同社は本市の概要や公共交通再編の方向性、施策等について熟知しているため、業務における協議・打合せ等の円滑な遂行及び経費削減が期待できる。
・　今回の西脇市地域公共交通計画策定では、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金の交付を受けている路線について、国庫補助要綱に規定されている事項について記載しなければならない。市域をまたいで運行する系統については、各沿線市町と記載内容を調整する必要があるが、同社は近隣市町の交通計画策定及びひょうご公共交通10カ年計画策定を受託しており、広い知見から効率的な業務遂行が期待できる。

３　委託期間

委託契約の締結の日から、令和６年３月31日まで

４　委託業務内容

【資料２】仕様書のとおり